

## 一般財団法人あかしこども財団こども応援成金交付要領（改正後）

（趣旨）

第1条 この要領は、市民グループによる子育て支援活動等に対して、予算の範囲内において、こども応援成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象活動）

第2条 助成金の交付対象となる子育て支援活動等（以下「助成対象活動」という。）は、市内に在住し、在勤し、又は在学する5人以上の者から構成されたグループ（以下「グループ」という。）が行う活動のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- （1） 明石市内で活動すること。
- （2） 地域における自主的かつ主体的な子育て支援活動等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、助成対象としないものとする。

- （1） 営利を目的とした活動
- （2） 政治、宗教又は思想を目的とする活動
- （3） 特定会員のみを対象とした活動

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付対象となる経費は、助成対象活動に直接に要する需用費、通信費、会場使用料、研修会等の講師謝礼金その他の理事長が適当と認める費用とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、1グループ1活動につき、40万円を限度とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとするグループ（以下「申請者」という。）は、こども応援成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出するものとする。

- （1） 活動（事業）計画書
- （2） 収支予算書
- （3） グループの概要及びグループメンバーの名簿
- （4） その他理事長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第6条 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容が助成対

象として該当するか否かについて、別に定める審査要領において定める審査委員により審査するものとする。

- 2 理事会は、前項の規定による審査により助成対象に該当すると認められた申請について、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、理事長は、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 理事長は、助成金の交付決定を受けたグループ(以下「交付決定者」という。)からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

- 2 前項の請求は、こども応援助成金交付請求書(様式第2号)により行う。

(状況報告等)

第8条 理事長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し活動状況の報告を求め、又は担当職員にその活動状況について直接調査を行わせることができる。

- 2 理事長は、前項の報告又は調査の結果、交付決定者の活動状況が適正でないと認められるときは、その是正を指示することができる。

(活動内容の変更等)

第9条 交付決定者は、交付決定に係る申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、事前に理事会の承認を得なければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、活動が完了したとき、又は助成金の交付決定の日の属する年度が終了したときは、毎年4月10日までに、こども応援助成金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の精算)

第11条 理事長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、助成金を精算するものとする。

- 2 前項の精算の結果、助成金の交付額が実支出額を上回るときは、理事長は、その差額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 理事会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 活動を中止したとき、又は活動しなかったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手続により助成金の交付を受けたとき。
- (5) その他この要領の規定に違反したとき。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成30年5月1日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年4月15日制定)

この要領は、令和3年4月15日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則 (令和4年5月20日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

こども応援助成金交付申請書

年 月 日

一般財団法人あかしこども財団  
理事長 様

グループ名  
住 所  
代表者氏名

こども応援助成金の交付について、次のとおり申請します。

コース	内容
チャレンジ（10万円まで）	初めての申請・2回目の申請・3回目の申請
サポート（5万円まで）	初めての申請・2回目以降の申請
地域学習支援トライ（40万円まで）	初めての申請・2回目以降の申請
地域学習支援サポート（20万円まで）	初めての申請・2回目以降の申請

注 申請するコースの内容の該当するものに○印を記入してください。

1 活動（事業）名				
2 交付申請額	円			
3 活動（事業）費	総額	財源内訳		
		こども 応援助成金	その他収入	自己負担
	円	円	円	円
4 活動（事業）の 実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
5 添付書類	(1) 別紙1 活動（事業）計画書 (2) 別紙2 収支予算書 (3) 別紙3 グループの概要及びグループメンバーの名簿 (4) その他理事長が必要と認める書類			

様式第2号（第7条関係）

こども応援助成金交付請求書

年 月 日

一般財団法人あかしこども財団  
理事長 様

グループ名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定のあったこども応援助成金について、次のとおり  
請求します。

請求額	円
-----	---

振込先口座

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・農協 金庫・組合 ( )	本店・支店 出張所			
	預金種目	1 普通    2 当座    3 その他	口座 番号			
	名義	カ ナ 漢 字				

注1 通帳の写し（上記の内容が確認できる箇所）を添付してください。

注2 口座名義人がグループの代表者以外の場合は、委任状を添付してください。



